

ノーマライゼーションとスポーツ権

はじめに

一九七八年一月二日、第二〇回ユネスコ総会において「体育・スポーツ国際憲章」が採択・宣言された。

その前文で、本憲章が、国連憲章にいう「基本的人権と人間の尊厳及び価値への信念」、そして世界人権宣言の「すべての人は、いかなる差別を受けることなく、すべての権利と自由を享有している」ことを基盤とする旨が述べられている。そして、第一条に「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と謳われているように、本憲章は「スポーツの権利」に関する理念の国際的合意を示すものであり、その到達点として認識される。

尾崎正峰

本憲章が対象として想定しているのが「すべての人々であることは、上記のことからも明らかである。そのあまりに自明のことがらを、ここで取り沙汰する理由は、同じ第一条―三で「学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、身体障害者」がその要求に合致した体育・スポーツプログラムにより、その人格を十分に発達させるための特別の機会が講ぜられなければならない」と記されていること。また、第三条―一が「(体育・スポーツのプログラムは)社会的に恵まれないグループの要求に優先権を与えなければならない」としていることによる。

このように、本憲章がわざわざ「学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、身体障害者」、あるいは「社会的に恵まれないグループ」を取り上げたことには、スローガ

ンの的に「スポーツ・フォア・オール」といわれる「すべての」人々へのスポーツの保障を考えるとき、こうした層の人々にたいする意識的取り組みが必要であるとの含意があると解すべきであろう。換言すれば、障害者など「社会的に恵まれないグループ」へのスポーツの保障を実現することは、文字通り「すべての」人々のスポーツの保障につながるという意味がこめられているのである。

ユネスコ憲章が採択されて以後、二〇年という時間が経過した。スポーツとその権利をめぐる状況も変化した。障害者をめぐる国際的動向としては、一九八〇年一月、国連総会において採択された「国際障害者年行動計画」が特筆されよう⁽¹⁾。アジア地域においては、「アジア太平洋障害者の十年」(一九九三年〜二〇〇一年)がある⁽²⁾。そうした動きのなかで、障害をもつ人々がスポーツに参加するための多様な選択肢を社会のなかに構築していくこと、そのことにたいする社会的認知と社会的承認が、少しずつ広がってきている。しかし、日本の実態を見る限り、障害者スポーツの国際的理念の到達点との差は未だ小さくないように思われる。

本稿は、その「差」の実態をつかむこと、その「差」

を生み出してきた要因を社会との関係の中で探ること、そして、その「差」を解消しようとする主体の動きをとらえること、そうした諸課題のための基礎作業としての位置づけである。

一 障害者スポーツへの「気づき」の時代

(1) バラリンピック長野大会の開催をめぐって
今年(一九九八年)三月、長野市を中心に第七回パラリンピック冬季競技大会が開催された。冬季大会としては、一九七六年の第一回スウェーデン大会以来、ヨーロッパ以外の地域で開催される初めての大会であった。先行了した夏季大会は、一九六〇年のローマ大会を第一回として、一九九六年のアトランタ大会まで一〇回を数えている。

このパラリンピック競技大会は、イギリスのストック・マンデヴィル競技大会にその源を見いだすことができる。

イギリスのストック・マンデヴィル病院脊髄損傷センター所長であったアレン・グットマン博士が、一九四四年以来、第二次世界大戦による戦傷者、とくに対麻痺の

人々のリハビリテーション、ひいては社会復帰に資するものとしてスポーツを積極的に取り入れていた。そして、同病院内で車椅子アーチェリーとポロの競技会が開かれたのは一九四八年七月のことであった。この競技会は、一九五二年に国際ストーク・マンデヴィル競技大会に発展し、国際ストーク・マンデヴィル競技連盟が創設された。一九六〇年には、イタリアオリンピック委員会などの協力を得て、オリンピック・ローマ大会後、同じ競技施設において第九回国際ストーク・マンデヴィル競技大会が開催された。この大会が、後に第一回パラリンピック競技大会とされるものである。続いて、一九六四年には東京で第二回目のパラリンピック競技大会が開催された。

パラリンピック競技大会の歴史は、障害の種別を越えての、障害者の参加拡大の歴史でもあった。一九七六年トロント大会では視覚障害者と切断者、一九八〇年アーヘン大会では脳性麻痺者、一九八四年ニューヨーク大会ではその他の運動機能障害者、そして、一九九六年アトランタ大会では陸上競技と水泳競技において知的障害者の種目が正式に加わった。⁽³⁾

パラリンピック競技大会は、さまざまな紆余曲折はあるものの、「競技としての障害者スポーツ」の国際化の象徴的存在として歴史を刻み、世界に向けて発信している。今回の長野大会は、何を発信し、何を日本の社会の中に刻みつけたのであろうか。

(2) 障害者スポーツへの「気づき」の重層性

今回のパラリンピック長野大会は、端的に言えば、最近になってようやく進みつつある障害者スポーツへの「気づき」に大きな一石を投じ、ひとつの時代の転換へと向かわせる力のひとつとなったといえることができる。

長野大会を広く知らしめ、人々の障害者スポーツへの「気づき」をうながしたのもとして第一にあげられるものは、メディア、とくに、テレビ・メディアである。

パラリンピック長野大会のテレビ放映は、その直前に開催されたオリンピックと比較するならば、量的に圧倒的な違いを見せていた。管見の限りでは、テレビによるリアルタイムでの競技放映はほとんどなかったと思われる。ただし、当初の小さく限定されていた取り扱いが、各競技における日本選手の活躍によるメダル・ラッシュ

も手伝って、徐々に拡大していった。⁽⁴⁾

以上のように、テレビの報道体制は総体としてみた場合「不十分」な面を強くもっていたが、新聞報道を含めて、メディアを通して多くの人々がパラリンピック大会の存在と長野大会の開催を知りえたことは事実であろう。最終的には「予想をはるかに上回る関心を集め」⁽⁵⁾ ということ評価もあるように、人々にたいしては小さからぬインパクトを与えたととらえられよう。

また、パラリンピック大会に出場する選手に焦点をあてた書籍が、それ以前の大会と比べるならば、多く公刊されたこともひとつの特徴としてあげることができる。⁽⁶⁾ こうしたメディアの動向を背景として、パラリンピック長野大会の開催は、進みつつあった人々の「気づき」をさらに呼び覚ましたということができる。

ここでいう「気づき」とは、あたりまえのことながら、その存在を知った、認識したということにはかならないが、この障害者スポーツへの「気づき」にはある種の重層性をもっていた。

まず、障害者スポーツの存在そのものへの「気づき」の位相である。

「障害がある人にはスポーツは無理」という「常識」が多くの人の意識を支配してきた。この「常識」には、「スポーツをすることによってさらに障害が重くなってしまう」という「配慮」も含まれていよう(スポーツによる事故のために障害をもつことになった場合はなおさらである)。そのため、障害者はスポーツ文化の享受から遠ざけられていた。結果として、たとえば、交通事故などによって後天的に障害をもつことになった人が「二度とスポーツができない」という精神的ストレスを抱え込むことにもつながっていた。そうした「常識」に「反して」、障害があってもスポーツができる」ことを長野大会はあらためて示したのである。

この障害者スポーツの存在そのものへの「気づき」は、障害者自身にもあてはまるものでもあった。

「この年齢になるまで、自分がスポーツができることを知らなかった」という障害者に出会うことは珍しいことではない。これは、表向きは、障害をもつ人でもスポーツをすることができるといふ情報を長年にわたって得ることができなかつたこと、いわゆる情報不足の状態に陥っていたということである。そうした状態を放置して

いたシステムのあり方、ひいては制度の不備は問題とされなければならぬ。しかし、ここでもっとも問題とすべきは、そうした情報不足（言い換えれば、情報格差）と制度の不備の裏にある、障害者による「常識」の内面化、ないしは、それを強制してきた社会状況にあるといえる。

長野大会の競技場面は、こうした「常識」とそれに付随する人々の意識の変更を迫るインパクトを示し、障害者スポーツの存在をアピールした。

次に、「競技としての障害者スポーツ」の「気づき」という位相である。「障害がある人にはスポーツは無理」という「常識」が支配する社会において、いわんや「競技としての障害者スポーツ」が正当に認識されることはない。その意味で、ここにはふたつの「気づき」が含まれている。

第一には、障害者スポーツのなかに「競技性」があることへの「気づき」である。

この点について、パラリンピック競技大会の観点から見るならば、「あらためて」の「気づき」ということができる。というのも、前述のように、すでに三〇年以上

前に東京大会の経験をもっているからである。しかも、その後のパラリンピック競技大会にも続けて日本は出場しており、一九八八年のソウル大会は、選手だけでも一四一名、総勢二一〇名の参加者数を見ている。⁽⁷⁾

また、全国規模の大会だけに限ってみても、パラリンピック東京大会を契機として、一九六五年、全国身体障害者スポーツ大会（身障国体）が岐阜県において開催された。これ以後、国民体育大会秋季大会の後に開催されることが定着した。⁽⁸⁾ 知的障害者の場合、一九八一年に第一回スペシャルオリンピック全国大会が開催され、その後、全国精神薄弱者スポーツ大会、通称「ゆうあいピック」が一九九二年から開催されている。地域レベルでは、こうした全国レベルの大会を生み出す素地を創りあげてきた長い歴史をもつ大会もある。

以上のように「競技としての障害者スポーツ」は、一定程度の歴史と蓄積をもっているが、その存在そのものの「気づき」が広がり始めたのが現在である。

第二には、パラリンピック競技大会をひとつの頂点とする障害者スポーツの競技レベルにたいする「気づき」である。

「障害者スポーツのレベルは低い」といった固定的で誤った理解が流布している。パラリンピック競技大会も、オリンピックと同列に論じられるような競技水準ではないという「予想」がおおかたを占めていたのではなかったらうか。それも「常識」のなせる業であつたらう。

しかし、「予想」は、ある意味では裏切られた。たとえば、アルペン競技は、オリンピックの女子滑降コースそのもので実施され、斜度三〇度を越える急斜面を全速力で滑り降りる姿は、その競技水準の高さを鮮やかに印象づけた。自らの限界に挑む姿勢は、オリンピック選手と何ら変わることがないことを知らしめ、「障害者のスキー選手」から「スキー選手がたまたま障害をもつていた」というとらえ方の転換をうながすものであった。また、そうしたとらえ方を選手たちも望んでいた。加えて、オリンピックのときとは異なり、競技会場では競技後の選手と気軽に言葉を交わすことができ、内外の多くの選手たちと直に接し、その人となりと明るさに触れ、一個の同じ人間であることを感じ取った人も多いのではないだろうか。

以上見てきた、障害者スポーツへの「気づき」の重層

性は、日本におけるこれまでの障害者スポーツにたいする社会的関心の低さなどの「弱点」を露わにしていると同時に、そのなかには、次なる課題を示し、来るべき展開を予見させるものを含んでいる。

二 ノーマライゼーションの理念と

「障害をもつ人」

(一) ノーマライゼーションの理念の生成と展開
「ノーマライゼーション」という言葉は、日本においても、福祉分野などで繰り返し語られ、その理論と実践には歴史と蓄積がある。

ノーマライゼーションは、デンマークのミケルセンによる提唱がその源とされている。彼が「ノーマリゼーションとは、イクオリゼーションであり、ヒューマニゼーション⁽⁹⁾です」と述べているように、その理念は、人間存在そのものの平等という立場に立ち、人道主義的な思想に裏付けられたものであった。そして、「ノーマリゼーションとは、たとえ障害があっても、その人を平等な人として受け入れ、同時に、その人たちの生活条件を普通の生活条件と同じものとするように務めるといふ考

え方⁽¹⁰⁾であり、その「普通の生活条件」とは、「現在その国の一般の市民が文化的、宗教的、社会的枠組みの中で暮らしている生活条件、あるいはその枠組みの中で目標とされている生活条件⁽¹¹⁾」を意味している。

ミケルセンが、最初にノーマライゼーションを提唱した時点では、ノーマライゼーションとは「一定のライフスタイルを含意する概念⁽¹²⁾」であり、「知的障害者」に標準的なライフスタイルを保障する倫理を説く基準程度のものでしかなかった⁽¹³⁾といわれる。

その後、スカンジナビア地域を中心に、あらたな福祉施策とそのサービスとの結びつきをさぐる中で、ノーマライゼーションの理念も展開を見せ、実践的に、その反映として政策的にもさまざまな成果を各地に生んでいった。その歴史と経験をふまえて、理論的な指導者の一人のニリエはノーマライゼーションを次のように定義する⁽¹⁴⁾。

「知的障害やその他の障害をもつ全ての人が、彼らがいる地域社会や文化の中でごく普通の生活環境や生活方法にできる限り近い、もしくは全く同じ生活形態や毎日の生活状況をえられるように権利を行使するということ

を意味している。」

そして、「ごく普通の生活環境や生活方法」とは、次の八つの指標からなっている。

- 一 一日のノーマルなリズム
- 二 一週間のノーマルなリズム
- 三 一年間のノーマルなリズム
- 四 ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験
- 五 ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- 六 その文化におけるノーマルな性的関係
- 七 その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
- 八 その地域におけるノーマルな環境形態と水準

ノーマライゼーションは、当初の理念を基盤にしながら、現実との関係の中でいくつもの変遷を辿ってきた。ニリエもいうように、ノーマライゼーションの定義は、固定したものでなく、現実の中でさらに発展していくものである⁽¹⁵⁾。

(2) 「障害者」から「障害をもつ人」へ

本稿のこれまでの叙述において、多く「障害者」と記

してきたが、現在の諸動向に目を向けるならば「障害をもつ人」とするのが適当であろう。

「障害者」から「障害をもつ人」への転換は、単なる表記上の問題ではなく、「障害」観と「障害者」観のとなえ返しという原理的問題を示しているのである。

「障害者」を表す英語表記は、“the Handicapped”から“the Disabled”へ、そして“the People with Disabilities”へと変化してきている。国連などをはじめとする国際的な文書においても“with Disabilities”という表記が主流となっている。アメリカにおける「障害者」の社会参加の促進や「ノーマル」な生活を送るためにあらゆる障壁を取り除くことを目的として一九九〇年に制定された法律が“Americans with Disabilities Act (障害をもつアメリカ人法)”と名付けられていることもその証左となる⁽¹⁶⁾。

そもそも「障害」とは何か、「障害者」をどのように定義するのかは、根源的な問題である。

世界保健機構(WHO)は、保健分野の関連において、障害、および障害者に関わる用語について以下のように区別し、定義づけた。

* impairment (損傷) || 心理的、生理学的もしくは解剖学的構造ないしは機能の喪失または異常。

* disability (能力不全) || 人間としてノーマルと見なされている方法、ないし範囲内で活動を遂行する能力が(損傷の結果として)制約されること、または欠けること。

* handicap (社会的不利) || 損傷または能力不全によってもたらされる特定の個人にとっての不利益で、その個人の年齢、性別、社会的ならびに文化的要素に従ってノーマルとされる役割の充足を限定または妨げられること。

また、一九七五年に行われた国連総会決議「障害者の権利宣言」において、「『障害者』という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的または精神的能力の不全のために、通常の個人または社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全にまたは部分的にできない人のことを意味する」と定義づけた。

これまで日本において、「障害者」その人とその人の置かれた状況を言い表すときに多く使われてきた「ハンディキャップ」とは、前述の国連「障害者に関する世界

行動計画」の中の規定によれば、「障害者と彼らをとるまく環境の関係のあり方から生まれるものである。それは他の市民が利用できる社会の種々のシステムについて障害者の利用を妨げる文化的、物理的あるいは社会的障壁に障害者自身が実際にぶつかったときに生じる」ものとされている。

日本においては、多くの場合、「impairment(損傷)」がすぐさま「handicap(社会的不利)」と同義に解され、「障害者」は不利な処遇に甘んじなければならなかった。その基盤には、「障害」をその人の存在と同一視すること、言い換えれば、「障害」をもつ人にたいして「障害者」という枠のみでしかその人を把握せず、その人の存在をそれ以上問うことはしない思考停止の状態が支配していたことがあったといえる。

次に、こうした「障害」と「障害者」の問題について、障害をもつ人の学習権保障に関する研究に精力的に取り組んでいる小林繁と、小林が引くところの竹内章郎の提起を、ここであらためて後づけてみることにする。

竹内は、「障害者」ではなく「障害をもつ人」としてとらえていく意図を、『もつ』という表現によって、

『人間』存在と『障害』との分離的結合(媒介的結合)という方法的視点を採り、そのことによって『障害』とは無関与に『人間』存在の平等を主張できる」と述べている。また、「心身にそなわっているかぎりの『障害』とこれに『応ずる』さまざま処置を無視せず、同時にこの処置が、『人間』としての『障害者』の尊厳を侵すことがないよう、同じ『人間』としても『障害者』を把握する⁽¹⁹⁾」ともいう。ここには、「同じ『人間』としての処遇と異なる『障害者』としての処遇との間」に存在する「矛盾を直視する社会と文化」の問題へとつなげていく意図も含まれている。

こうした竹内の「所有」概念に基づく「障害」及び「障害者」の規定に依拠しながら、小林は「障害」観のとらえ返しを試みている。小林は、「障害」を「否定—克服」とのみとらえる従来までの「障害」観を批判するが、単なる批判にとどまらず、「障害」を積極的に肯定し、受容していく志向の広がりを背景にして、「障害が克服の対象であると同時に、受容の対象として認識されること」⁽²¹⁾が要請されるとする。

ここで「その人の人格と『障害』が不離一体のもの、

というよりも『障害』を内包した人格として自覚され、「その点において『障害』は、もはや克服すべきハードルの謂ではなく、積極的に肯定し、自己のうちに受容していく対象となる」とする小林の議論の根拠にあるものは、「個性として『障害』をとらえ、自己を主張する」動きであろう。それは、何よりも、「障害者」からの意見表明のなかに見ることができ。

現在では、そうした意見表明に数多く接することができ。たとえば、ヘレン・ケラーの言葉「障害は不便である。しかし、不幸ではない」を掲げ、その言葉通りの生活を送ってきた乙武洋匡は、先天性四肢切断という「障害」を「子どもの頃は『特長』と捉え」、大学生になった「今では、単なる身体的特徴にすぎないと考えるようになった」⁽²³⁾という。

「障害者」自身からの、「障害」をあるがままに受けとめ、自らのかけがいのない「個性」として認識していくこと、すなわち、積極的に「障害」をとらえ返そうとすることの表明。それを個人レベルに押しとどめておくのではなく、「政治・経済や文化の状況が異なれば『障害』の社会的位置づけや認識が変わってくる」ことをふまえ、

「問題を常に社会的な眼差しとそれを支える価値及びシステムのレベルでとらえて」⁽²⁴⁾いかなければならない。そして、それは乙武が「障害者に対する心のバリアを取り除くために必要なのは、他人を認める心」⁽²⁵⁾であり、「他人を認める心の原点は、自分を大切にすること」⁽²⁶⁾と述べるころの、一人ひとりが自己の存在をかけがえのないものと認識し、アイデンティティを確立していき、さらに、そうした個人が集う社会の形成を志向した提起とふれ合うものでもある。

三 ノーマライゼーションとスポーツ権

前項で見てきたノーマライゼーションの原理、そして、障害の「所有」概念による「障害者」と「障害」のとらえ返しが示そうとしたものは、ともに人間存在の平等であった。それは当然のこととして、あらゆる権利が「すべての」人々を対象に実現していく課題につながっていく。ここで冒頭のユネスコ憲章に立ち返るならば、権利としてのスポーツの実現が、「障害をもつ人」を含めて「すべての」人々にたいして向けられている課題であることがあらためて確認される。

ノーマライゼーションが提唱された当初から、余暇生活の過ごし方は重要な要素としてあげられている。その中でスポーツのもつ位置の高さは、ニリエが「スポーツは余暇時間を豊かにしてくれ、障害者の文化経験を促し、社会関係を豊かにしてくれる」と述べていること、そして、彼自身が「国際的障害者スポーツ連盟」の創設と発展に関わってきたことが何よりも示している。

スポーツの領域におけるノーマライゼーションについては、ここでは「イクオリゼーションとインテグレーションの統一的把握」という指標を立てて考えていきたい。この指標が示すものの第一は、「機会の平等」である。ニリエが「スポーツをする人は他のスポーツをする人の中でそれぞれの条件に従い、自分らしさを保持し、伸ばしていけることを意味する」というとき、ノーマライゼーションの理念が「選択の自由と自己決定の権利」をこそ重視していることを思い起こす必要がある。ここにおいて、人がスポーツという文化を十全に享受しうるためには、さまざまな選択肢が豊かに用意され、そのいずれを選択するのかについてまったく自らの意思で決定することができるような社会的条件を創りあげていくこ

とが課題として浮かび上がってくる。

また、ニリエが「障害者がノーマルなスポーツ、文化、楽しみを経験することは権利の一部であり、ノーマルなトレーニングや競争を経験し、地域、全国、国際的規模でスポーツ組織を結成することができることを意味する」という障害者スポーツの「組織」への言及は、彼自身がスウェーデンにおいて、障害者のスポーツクラブの活動の促進と全国組織化を図り、前掲の国際組織結成へとつなげていった経験に裏付けられている。この提起は、同時に、日常生活のなかで楽しむものからパラリンピックのような国際大会に至るまで、スポーツという文化を享受する上でのあらゆるレベルの保障の正当性への主張を含んでいると解すことができる。

以上、ニリエのスポーツに関わる提起は、個人の「個性」に応じた平等の実現がノーマライゼーションの理念の重要部分を構成していることから、当然のことであるが、そこから導き出される課題は、「すべての」人々に該当するものではないだろうか。

次に、この「機会の平等」は、インテグレーションの課題につながっていく。それは、まず「健常者」と「障

害者」の区別と差別をなくしていくことである。⁽³¹⁾

もとより「健常者」と「障害者」というふたつの人間が存在するわけではない。しかし、歴史的に区別と差別が根深く形成されてきている事態を直視し、これを改善していかなければならない。

それには、乙武が「好きな科目は体育⁽³²⁾」と題した項目で述べていることに驚きすら覚える自分を発見すること、そこに「常識」にとらわれた自らの意識を対象化するきっかけを見いだそうとすること、などから出発しなければならぬのではないか。繰り返しになるが、これまでの日本の障害者スポーツがもっている「弱点」とは、こうした「常識」に根をもつものであり、そこからさまざまに区別と差別が派生していくことをおさえておく必要がある。

スポーツ参加に関わる条件整備の点で見ても、地域のスポーツ施設は、長年にわたって、障害をもつ人が利用することを想定せずに建設・運営されてきた。政府や自治体のスポーツ振興施策において「いつでも、どこでも、だれでもがスポーツを」とスローガンのに掲げられていても、障害をもつ人のための施設・設備の整備は不十分

なままにされてきた。近年、障害をもつ人の利用を考慮して、入口にスロープがつけられるなどの措置が執られるようになったが、中に入ると段差だらけ、エレベーターや障害者専用のトイレが設置されていない施設も多いのが現状である。

一方、「障害者専用」のスポーツ施設は、徐々に整備が進展してきているとはいいながらも、各都道府県の全域で一カ所から数カ所にとどまっている。⁽³³⁾移動が多くの困難を伴う障害者にとって、この現状は大きな問題である。そのため、利用の頻度にも大きな影響を与え、利用を「自己規制」をせざるを得ない状況を生みだしている。もうひとつの「インテグレーション」、あるいは「インテグレーション」の重層性にも注目しておくべきである。すなわち、「身体障害」と「知的障害」の統合である。

パラリンピック競技大会においては、種目設定などの面で、すでに「身体障害」と「知的障害」の統合への動きが起こってきていることは前述の通りである。日本における現在の動向としては、「身障団体」と「ゆうあいピック」として別々に開催されている障害者スポーツ大

会の統合が、二〇〇一年宮城大会から実施されること
が決定したことに示されるように、競技場面において手探
りの中での模索が開始されている。

以上、ノーマライゼーションとスポーツ権という課題
にたいして、イクオリリゼーションとインテグレーション
の統一的把握という指標を立てて考察を加えてきたが、
全体状況としてみるならば、「遅れて」出発した日本の
障害者スポーツは、現在、解くべき課題が一気に押し寄
せている感がある。

小括

冒頭に述べたように、本稿は、日本における障害者ス
ポーツの現状と問題を明らかにし、その発展の用途はど
こにあるのかを探るための基礎作業として位置づくもの
である。

パラリンピック長野大会への注目が、障害者スポーツ
の存在とその意義を、より広く知らしめたことは繰り返
し述べてきた。この動きを、いわゆる「流行」に終わら
せることはできない⁽³⁴⁾。そのために残された課題は少なく
ないが、筆者なりの今後の作業課題を列挙することで稿

を閉じることとしたい。

第一に、基礎作業の継続としての障害者スポーツに関
わる先行研究の整理である。

これまで、障害者スポーツに焦点を当てた研究は非常
に限定されたものであり⁽³⁵⁾、一方、筆者がこれまで主たる
研究対象としてきた生涯スポーツ研究の領域においても、
障害者は対象としてほとんど明確に意識化されてこな
かった⁽³⁶⁾。今後、ふたつの「しよがい」スポーツ研究の視
点を総合した整理を試みたい。

第二に、地域の事例の調査である⁽³⁷⁾。理論面では、前述
のように「生涯スポーツとしての障害スポーツ」研究は
これからの領域であるが、自治体によるスポーツ教室の
開催や障害者のスポーツクラブの活動など、実践の場
面では、さまざまなヴァリエーションをもちながら展開し
ている。こうした地域の動向をとらえていくことは、理
論にもフィードバックされるであろう。

第三に、障害者スポーツの保障の制度化を展望するた
めの基礎作業として、日本における社会福祉政策との関
係のなかで、障害者保障の戦後史という「大枠」をおさ
えることである。ここには、権利の拡大、あるいは、同

権化要求を掲げた障害者運動の視点が当然含まれてくる。

最後は、「人間とスポーツ」とでもいうべき課題である。前述の竹内と小林は、「障害」を問うことで現在の能力主義の問い直しを図るといふ未来の地平を望んでいた。このひそみに倣うならば、障害をもつ人のスポーツが、現在のスポーツ、およびスポーツ観の問い直しという大きな問題提起をはらんでいるととらえてみたい。この点について、かつて筆者は「マージナルな領域において本質が顕現する」として障害者スポーツの特質をとらえる試みを行った。⁽³⁸⁾ 今後の議論を展開する上では、小林のいう「障害」の「否定―克服」から「肯定―受容」へ転換するときに果たしたスポーツの役割とは何か。「障害」のとらえ方のコペルニクスの転換の上で、スポーツはいかなる意味をもったのかを探ることを手がかりとしたいと考えている。

(1) 国際障害者年日本推進協議会『完全参加と平等への挑戦』、一九九一。

(2) 日本障害者リハビリテーション協会『アジア太平洋障害者の十年』、一九九四。

(3) 拙稿「障害者スポーツにおけるグローバリゼーション」

「一橋大学スポーツ科学研究室『スポーツのグローバリゼーションII』、一九九八。

(4) こうした報道姿勢の中に、ナショナルリズムの影を見ることが出来る。裏返せば、この限りにおいては、パラリンピック大会が「普通の」国際スポーツ大会に叙せられたことをも意味している。

(5) 小玉一彦「新聞報道にみる『障害者スポーツ』問題」『臨床スポーツ医学』一九九八年九月号。

(6) パラリンピック大会前後に出版されたものとしては、以下のものがある。

* 澤井希代治『夢をつなぐ』、ひくまの出版、一九九七。

* 綿祐二編著、佐藤充宏著『障害者におくる 僕らにスポーツ、僕らもスポーツ』、ベースボール・マガジン社、一九九七。

* 土方正志『パラリンピック物語』、リトル・モア、一九九八。

* 黒田信一、他『飛ぶ夢を見た』、光進社、一九九八。

* 『一九九八長野パラリンピック日本選手名鑑』、中央法規、一九九八。

(7) 総理府編『平成九年版 障害者白書』、一九九七。

(8) 財団法人日本身体障害者スポーツ協会『創立二〇年史』、一九八五。

(9) 花村春樹『ノーマリゼーションの父』N・E・バンクーミケルセン』、ミネルヴァ書房、一九九四、一一五頁。なお、日本語訳の発音として、本稿では、引用を除いて

「ノーマライゼーション」に統一する。

(10) 同前、一五五頁。

(11) 同前、一五六頁。

(12) 津田英二『知的障害者』の文化活動と社会教育、小林繁編著『学びのオルタナティブ』、れんが書房新社、一九九六、一四八頁。

(13) 同前、一四九頁。

(14) ベンクト・ニイリエ(河東田博、橋本由紀子、杉田穂子訳編)『ノーマライゼーションの原理』、現代書館、一九九八、一三〇頁。なお、彼の名前の日本語表記は「ニルジエ」とされることが多いように思われるが、本稿では本参考文献の表記に従っておく。

(15) ノーマライゼーションをめぐる論争では、他の論者としてヴォルフエンベルガーをあげることができる。ヴォルフエンベルガー『ノーマリゼーション』、学苑社、一九八二。

(16) 『アメリカ障害者法』(斎藤明子訳)、現代書館、一九九一。

(17) 小林前掲書(12)。他に、小林繁編著『君と同じ街に生きて』、れんが書房新社、一九九五。小林繁編著『この街がフィールド』、れんが書房新社、一九九八。

(18) 竹内章郎『弱者』の哲学』、大月書店、一九九三、七九〜八〇頁。

この提起にたいする「形式操作的」など予想される批判については、小林によっても検討されている。小林前掲

書(12)、五三三頁。

(19) 同前、八〇頁。

(20) 同前、八一頁。

(21) 小林前掲書(12)、六〇頁。

(22) 同前、六二頁。

(23) 乙武洋匡『五体不満足』、講談社、一九九八、二五七頁。

(24) 小林前掲書(12)、六三頁。

(25) 乙武前掲書(23)、二六五頁。

(26) 同前、二六六頁。

(27) ニリイエ前掲書(14) 一五七頁。

(28) 同前、一五六〜一六一頁。

(29) 同前、一五七頁。

(30) 同前、一五七頁。

(31) 障害者スポーツの種目として考案され、普及してきた種目のなかで、たとえば、車イスマラソンのように障害をもたない人も参加する競技が出てきている。ここでは、車イスを「障害」ゆえの補助用具ではなく、スポーツの「競技用具」としてとらえられている。この現象が、意識面での変革まで下り立っているものであるかについては、もう少し検討が必要であろうが、競技への参加という面に関する「統合」が表れてきたことを示しているととらえられるものであろう。

(32) 乙武前掲書(23)、三九〜四六頁。

(33) 日本の現状では、「障害者専用」の施設は一定程度の

機能と役割を果たしていることも否定できないが、「障害者」の「囲い込み」となり、さらなる分断を再生産させるという批判もある。

(34) パラリンピック後の動向としては、一九九八年六月に出された厚生省「障害者スポーツに関する懇談会報告」がある。ここで出された具体的課題(①指導者の養成確保 ②スポーツ大会への参加機会の確保 ③スポーツ施設の整備 ④スポーツ組織の育成 ⑤選手強化 ⑥知的障害者等のスポーツの振興 ⑦競技用具の研究開発・改良 ⑧顕彰制度 ⑨啓発 ⑩厚生省と文部省の連携強化)は、障害者スポーツ固有の課題としてあげられているが、同時に、「すべての」人々のスポーツ参加の保障について共通するものととらえることができる。障害者スポーツだけを切り離れた振興策を今後は採ることはできない。

また、「日本初の身障者スポーツの専門誌」の『Active Japan』は「売上部数減」を理由に休刊となった。

(35) 代表的な単行本としては、中川一彦『身体障害者とスポーツ』、日本体育社、一九七六。藤原進一郎『身体障害

者のためのスポーツ指導』、ほるぷ出版、一九八二。芝田徳造『スポーツは生きる力』、民衆社、一九八六、など。

(36) 新たな研究動向として、藤田紀昭『ディサビリティ・スポーツ』、東林出版社、一九九八、など。

(37) 筆者なりの、地域の障害者スポーツへの問題意識を示しているものとしては、「生涯スポーツの創造」編集委員会『生涯スポーツの創造』創刊号、一九九一。現代社会体育研究会「ふたつの『しょうがい』スポーツをつなぐ」『日本の社会教育実践一九九八』、社会教育推進全国協議会、一九九八。

また、地域での障害者スポーツの実践として注目すべきものとしては、小玉一彦・阿部一彦「みやぎにおける障害者スポーツの取り組み」『日本の社会教育実践一九九五』、社会教育推進全国協議会、一九九五。

(38) 拙稿「みんなのスポーツ」『いまこそ「みんなのスポーツ」を』、中央法規出版、一九九二。

(一橋大学助教授)